

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成22年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年細則第2号

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則（平成16年細則第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学物品管理事務取扱実施細則の一部改正について

改正理由：貸付を申請する文書及び貸付を承認する通知書の記載事項の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(貸付の申請)</p> <p>第11条 規則第18条第6項に規定する貸付を申請する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>(2) 借り受けようとする物品の品名及び数量</p> <p>(3) 使用目的及び使用場所</p> <p>(4) 借受けを必要とする理由</p> <p>(5) 借受希望期間</p> <p>(6) 使用計画</p> <p><u>(7) 維持管理費、搬送費の負担区分</u></p> <p><u>(8) 滅失又は毀損の場合の補償方法</u></p> <p><u>(9) その他参考となる事項</u></p> <p>第12条 [省略]</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第13条 資産管理役は、規則第18条第3項の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(13) [省略]</p> <p>(貸付を承認する通知書)</p> <p>第14条 資産管理役は、第11条の規定による申請書を受理したときは、当該申請を審査し、貸付を承認する場合は、次に掲げる事項を記載した通知書により、貸付を承認しない場合は、その旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(1) 貸付物品の品名及び数量</p> <p>(2) 貸付期間</p> <p>(3) 貸付目的</p> <p>(4) 貸付けの期日及び場所</p> <p>(5) 使用場所</p> <p>(6) 返納の期日及び場所</p>	<p>[省略]</p> <p>(貸付の申請)</p> <p>第11条 規則第18条第2項に規定する貸付を申請する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>(2) 借り受けようとする物品の品名及び数量</p> <p>(3) 使用目的及び使用場所</p> <p>(4) 借受けを必要とする理由</p> <p>(5) 借受希望期間</p> <p>(6) 使用計画</p> <p><u>(7) その他参考となる事項</u></p> <p>(貸付の期間)</p> <p>第12条 物品の貸付期間は、資産管理役が特に必要と認める場合を除き、1年を超えることができない。</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第13条 資産管理役は、規則第18条第1項の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1)～(13) [省略]</p> <p>(貸付を承認する通知書)</p> <p>第14条 資産管理役は、第11条の規定による申請書を受理したときは、当該申請を審査し、貸付を承認する場合は、次に掲げる事項を記載した通知書により、貸付を承認しない場合は、その旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(1) 貸付物品の品名及び数量</p> <p>(2) 貸付期間</p> <p>(3) 貸付目的</p> <p>(4) 貸付けの期日及び場所</p> <p>(5) 使用場所</p> <p>(6) 返納の期日及び場所</p>

<p>(7) 貸付条件 <u>(8) 維持管理費, 搬送費の負担区分</u> <u>(9) 滅失又は毀損の場合の補償方法</u> <u>(10) その他参考となる事項</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は, 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(7) 貸付条件</p> <p>〔省略〕</p>
--	-----------------------------